

京都市職員定数条例の一部を改正する条例(平成17年3月25日京都市条例第40号)(総務局人事部人事課)

事業量の減少, 交通事業に係る職員数の減員, 京北町の区域の編入等に伴い, 次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差引増△減
市長の事務部局及び市長の所管 に属する教育機関の職員	人 9, 3 6 6	人 9, 3 6 8	人 2
教育委員会の事務部局及び教育 委員会の所管に属する教育機関 の職員	2, 6 0 7 〔うち校長及び 教員891人〕	2, 6 0 5 〔うち校長及び 教員894人〕	△2 〔うち校長及び 教員 3人〕
人事委員会の事務部局の職員	1 7	1 8	1
消 防 職 員	1, 9 2 0	1, 9 4 3	2 3
公 営 企 業 の 職 員			
交 通 事 業	1, 9 4 4	1, 8 2 2	△1 2 2
水道事業(公共下水道事業を含む。)	1, 6 9 3	1, 6 8 8	△5
職 員 の 定 数	1 7, 6 5 7	1 7, 5 5 4	△1 0 3

この条例は, 平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第40号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9,366人」を「9,368人」に改め、同項第5号中「2,607人」を「2,605人」に、「891人」を「894人」に改め、同項第6号中「17人」を「18人」に改め、同項第8号中「1,920人」を「1,943人」に改め、同項第9号ア中「1,944人」を「1,822人」に改め、同号イ中「1,693人」を「1,688人」に改め、同項中「17,657人」を「17,554人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)